

食品営業許可制度の見直しと 営業届出制度の創設

主な変更点

①食品営業許可制度の見直し

◆食中毒等のリスクなどを踏まえて、業種区分が変更になりました。
⇒詳細は、裏面をご覧ください。

◆つけ物製造業、もち製造業、魚介類加工業、食品の小分け包装業（製造時許可を必要とする食品）の許可を取得している方は、許可期限が令和6年6月1日以降でも、**令和6年5月末日までに新設の営業許可を取得する必要があります**。現在の許可では、令和6年6月1日以降営業できません。

◆新たな食品営業許可制度に伴い、申請に係る手数料が変更になります。新しい手数料については、新潟市ホームページでご確認ください。

ホームページは

◆新たな食品営業許可制度に伴い、施設基準が見直されます。
(例) 手洗い設備の施設基準が変更になります！

現行の施設基準：
洗浄後の手指の再汚染が防止できない構造（例）

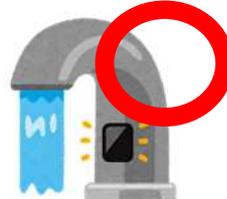


ハンドル式



(順次、
センサー式・レバー式等に交換してください。)

改正後の施設基準：
洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造（例）



センサー式



レバー式

②営業届出制度の創設

◆営業届出制度が創設され、法に基づく届出が必要となる場合があります。
⇒詳細は、裏面をご覧ください。

◆現在の許可業種のうち、乳類販売業、冰雪販売業、魚介類販売業（包装魚介類のみ）、食肉販売業（包装食肉のみ）等は届出対象に移行します。

◆許可とは異なり、施設基準はなく、手数料は不要です。

③食品衛生責任者の設置

◆許可や届出の対象となる**全ての施設**が食品衛生責任者を設置する必要があります。

◆食品衛生責任者は、資格要件を満たすか（調理師や製菓衛生師、栄養士など）、食品衛生責任者養成講習会を受講することで、施設の食品衛生責任者になることができます。

<お問い合わせ先>

新潟市保健所 食の安全推進課 業務調整・企画グループ
☎025-212-8226又は025-212-8230



| 従来の食品衛生法・県条例の業種区分 | | 改正食品衛生法の業種区分 | | | |
|-------------------|------------|--|--|--|--|
| 食品衛生法に基づく許可 | 統合される業種 | 飲食店営業 喫茶店営業 菓子製造業 あん類製造業 醤油製造業 みそ製造業 マーガリン又はショートニング製造業 食用油脂製造業 | 現在の許可期限まで従来どおり営業可能です。 改正後は新たな業種に統合されます。 許可期限満了時に新たな許可を取得してください。 | 飲食店営業に統合 菓子製造業（※1）に統合 みそ又はしょうゆ製造業に統合 食用油脂製造業に統合 | |
| | 移行する業種 | 乳酸菌飲料製造業 そうざい製造業 魚肉ねり製品製造業 食品の冷凍又は冷蔵業（保管業を除く） 飲食店営業・喫茶店営業 自動販売機 （自動洗浄装置等の高度な機能無し、又は高度な機能有りて屋外設置） ソース類製造業（一部） 缶詰又は瓶詰め食品製造業（一部） 食肉販売業（包装食肉以外） 魚介類販売業（包装魚介類以外） | 現在の許可期限まで従来どおり営業可能です。 改正後に必要な新許可は、製造品目に応じて判断します。 許可期限満了時に新たな許可を取得してください。 | 乳処理業、乳製品製造業、清涼飲料水製造業 そうざい製造業、複合型そうざい製造業 水産製品製造業 冷凍食品製造業、複合型冷凍食品製造業 調理機能を有する自動販売機（屋外設置） 密封包装食品製造業 食肉販売業 魚介類販売業 | |
| | 変更のない業種 | アイスcream類製造業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、乳製品製造業、集乳業、食肉処理業、食肉製品製造業、魚介類競り売り営業、食品の放射線照射業、清涼飲料水製造業、氷雪製造業、酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、添加物製造業 | 現在の許可期限まで従来どおり営業可能です。許可期限満了時に新たな許可を取得してください。 | 変更なし（※1） | |
| | 届出になる業種 | 食品の冷凍又は冷蔵業（保管業）、喫茶店営業・飲食店営業 自動販売機（一部）、ソース類製造業（冷蔵流通品）、缶詰又は瓶詰め食品製造業（冷蔵流通品、はちみつ、食酢） 食肉販売業（包装食肉のみ）、魚介類販売業（包装魚介類のみ）、乳類販売業、氷雪販売業 | 令和3年6月1日をもって、自動的に届出に移行します。手続き不要です。 | 届出 | |
| | 許可が必要となる業種 | 液卵の製造 | | 液卵製造業 | |
| | 県条例に基づく許可 | 新たな許可が必要となる業種 | つけ物製造業 もち製造業 魚介類加工業 食品の小分け包装業（要許可品の小分け） | 改正前に営業している方は、令和6年5月末日までに許可を取得してください。 | 漬物製造業 密封包装食品製造業、そうざい製造業、菓子製造業 水産製品製造業 食品の小分け業 |
| | | 届出へ移行する業種 | 弁当又はそう菜類販売業、冷凍食品販売業、豆腐販売業 | 改正前に営業している方は、令和3年11月末日までに届出をしてください。 | 届出 |
| | | 届出が必要となる業種 | その他食品の販売業等（※2） | | 届出 |
| その他 | 給食施設 | 直営の給食施設で1回の提供食数が20食程度以上の施設 | | 届出 | |
| | | 食事提供を外部委託している場合（医療機関を含む） | | 委託会社は営業許可の申請 | |

【※1】新許可では、一部の業種で取り扱える食品の範囲が拡大します。

（例）菓子製造業において、客が購入した菓子に飲料を添えて施設内で提供することが可能になります。

（例）清涼飲料水製造業において、生乳を使用しない乳飲料の製造が可能になります。

（例）豆腐製造業において、がんもどき、おからドーナッツ等豆腐製造に伴う副産物を主原料とする食品の製造が可能になります。

【※2】以下の業種について、届出は不要です。

- ①食品又は添加物の輸入業
- ②食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業（冷凍・冷蔵保管業を除く）
- ③常温で長期間保存しても腐敗、変敗等食品衛生上の危害発生の恐れのない包装食品の販売
- ④合成樹脂以外の器具容器包装の製造業
- ⑤器具容器包装の輸入又は販売業

このほか、学校・病院等の営業以外の給食施設のうち、1回の提供20食程度未満の施設や、農家・漁家が行う採取の一部とみなせる行為（出荷前の調整等）についても営業届出は不要です。